

令和4年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日時 令和4年11月11日（金）14時00分から15時00分まで

2 場所 議会棟 第2説明員控室

3 出席者

(1) 福祉有償運送運営協議会委員

加藤委員（欠席）、山崎委員、松浦委員、川野委員、田口委員、渡邊委員、
白井委員（会長）

(2) 事務局

高齢福祉課：藤田課長補佐、石川主査、田中主任主事

4 議題

(1) 更新登録申請について

5 議事の概要

(1) 更新登録申請について

ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

6 議事内容

(事務局)

委員の皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課 田中と申します。よろしくお願いたします。

本日の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症予防として、一部の窓を開放し換気させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、本日は千葉構内タクシー株式会社代表取締役社長 加藤 雄三委員より所用にて欠席とのご連絡をいただいております。

そのため、ご出席の委員数は、総数7人のうち「6」人となりますが、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議題は「更新登録」1法人を予定しておりますので、よろしくお願いたします。
続きまして、本日の議題は「更新登録」1法人を予定しております。

また、本日は事務局の高齢福祉課長の清田が欠席となっております。高齢福祉課の課長補佐であります藤田が代理で出席しております。それでは藤田よりご挨拶を申し上げます。

(藤田課長補佐)

皆様本日はお忙しい中、本協議会にお越しいただきありがとうございます。高齢福祉課長補佐の藤田と申します。

事務局より会の後半でご説明させていただく予定でございますが、福祉有償運送の利用者は令和3年度に過去最高の利用者数を記録しております。福祉有償運送は公共交通機関を利用できない高齢者、障害者の方にとって必要不可欠な制度であり、今後もニーズが高まっていくと考えております。

一方で運転手の高齢化などで福祉有償運送の担い手不足などの課題に対する支援が求められています。

本市では福祉有償運送を行う事業者に対して補助制度を設けて事業者への支援を行い、福祉有償運送を必要とされる方がいつでも利用できるよう努めて参ります。

さて、本日は先程ご説明させていただいたとおり更新登録1件についてご審議いただきます。本日は委員の皆様の幅広いご経験などに基づき、是非とも忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

(事務局)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

当協議会の委員の皆様に対して令和4年8月1日付で新たに委嘱をさせていただいております。それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。

- ・再任となります市民の代表、山崎和敏委員
 - ・再任となります市民の代表、松浦隆委員
 - ・再任となります関東運輸局千葉運輸支局運輸企画専門官、川野将充委員
 - ・再任となります交通労連千葉県交通運輸労働組合執行委員長、田口力委員
 - ・新しく委員となりました特定非営利活動法人健康友の会なのはな理事、渡邊 喜代子委員
 - ・再任となります千葉市保健福祉局高齢障害部長、白井耕一委員
- 以上となります。

なお、今回が委員改選後の初めての開催となりますので、会長を選出していただく必要がございます。会長が決まるまでの間、事務局で仮の議長を立て、会長の選出を行いたいと思っております。仮議長は、藤田高齢福祉課長補佐が務めさせていただきます。よろしくお願いし

ます。

(藤田課長補佐)

それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

千葉県福祉有償運送運営協議会設置条例第4条2項の規定により、互選により会長を定めることとなっておりますが、委員の皆様ご意見等ございませんでしょうか。

(藤田課長補佐)

特にご意見が無いようですので、ご提案させていただきます。

本運営協議会は、道路運送法施行規則第51条の7の規定により、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、市町村長が主宰する協議会であることとされていることから、市の代表として委員を務める白井委員を会長とする案でいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(藤田課長補佐)

ありがとうございます。ご賛同いただけましたので、白井委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、会長は席の移動をお願いします。

ここからは、白井会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いします。

(白井会長)

それでは、ただいま委員の皆様よりご賛同賜りましたので、前期に引き続きまして僭越ながら会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、次第に沿って協議会を進めたいと思います。

本日の議題は「更新登録申請」についてです。

事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

それでは、白井会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いします。

(白井会長)

よろしくをお願いいたします。

本日の議題は「更新登録申請」についてです。事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

事務局の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を予め郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。以上になります。

(白井会長)

それでは、議題(1)「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「特定非営利活動法人 じょいんと」さん、お願ひします。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

資料1-2に沿って説明

(白井会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(山崎委員)

ただいま説明いただいた資料では令和2年度の実績が記載されておりますが、令和3年度の実績はありませんか。新型コロナウイルスの影響もあるかと思いますが、4~5年前からすると大分利用が減っているようです。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

新型コロナウイルスの影響もありますが、ヘルパーが不足していることも利用が落ちている理由の一つです。また、令和3年度の実績ですが今は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

(山崎委員)

新型コロナウイルスの流行がどのような影響をもたらしているか確認させていただきたくお伺いしました。先程、事務局の方より令和3年度は千葉市の福祉有償運送全体では過去最高に利用者があったと説明が有りました。そのなかでじょいんとさんは減っていると

ということですが、何が問題だったのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

新型コロナウイルスの影響でご利用者様からの依頼が減っているということが大きいです。新型コロナウイルスの発生により他の事業の人員配置を増やす必要があり、福祉有償運送の方に十分に職員を配置することが出来ず、ご利用を減らしていただいていたということもございます。

(山崎委員)

利用を希望する方に対してお断りをしたということもあったのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

お断りしたこともあります。また、施設で新型コロナウイルスの感染者が出るとご利用者様の方から利用を控えたいということもありました。

(山崎委員)

利用者の方でパニック障害の方もいるとお聞きしました。安全確保のためどのような対応をなさってきましたか。例えば車の中で暴れてしまった時はどのように対応していましたか。前は車を停めて対応したと聞きましたが、実際はどうでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

二人体制での運送は難しいので、マンツーマンで対応できるものを運転手にしています。ご利用者様でパニック症状が出た場合には落ち着くまで路肩に車を停めて落ち着くまで待ったり、少し外に出て気分転換をしたりとかそのような対応をしています。また、日頃からご利用者様に接している気心の知れたヘルパーが対応するようにしています。

(山崎委員)

運送対象の登録者数は平成30年までは49人でしたがその後30人に減少しています。この理由は何でしょうか。また、登録者が減っている現状に対してはどのようにお考えですか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

やはり一番大きいのがヘルパー不足ということです。一人ヘルパーが減ると受入れの数はかなり減ってしまいます。ヘルパーを増やすということは現実的に難しいので、少なくとも現在登録されている方は利用が出来るよう現状を維持することを目標としています。

(山崎委員)

ヘルパーさんの不足の他にも、ガソリン代がものすごく上がるなど、福祉有償運送を取り巻く環境は大変厳しいと思います。福祉有償運送を継続するために何か行政に対して求める支援策などがありますか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

ヘルパーの不足が一番の問題ですので、それを改善できるような方法、具体的には給与面で改善できることが良いと思います。難しいとは思いますが、報酬単価が上がれば新しいヘルパーさんが増えると思います。

(白井会長)

ありがとうございます。その他に何かありますか。

(渡邊委員)

料金についてお伺いいたします。利用料金表にA、Bの選択制とありますが、その点についてご説明をお願いします。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

Aの距離制の利用料金は1キロ当たり50円となっており地域支援事業の移動支援を利用する方を対象としています。また、Bの時間制という料金体系は地域支援事業の移動支援を利用しない方を対象としており30分あたり600円をいただいております。

(渡邊委員)

Aの距離制とBの時間制は利用者が選択するということでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

いえ、利用者の希望による選択ではありません。利用の目的などにより地域支援事業の移動支援に該当するかどうかをこちらで判断し選択しております。

(渡邊委員)

定額制という料金体系はとっていないのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

定額制という料金体系は設けておりません。Aの距離制とBの時間制のみです。

(川野委員)

Aの距離制とBの時間制の2パターンとのことですが、Bの時間制の場合、具体的にどういった場合の利用が多いですか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

Bの時間制の場合は通院介助の時の利用が多いです。その場合は病院受診中の待機時間は除くこととしております。

(松浦委員)

夜間料金もあるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

夜間料金はありません。

(松浦委員)

実際に夜間に利用される方もいらっしゃるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

緊急でご利用の方が稀にいらっしゃいます。

(川野委員)

24時間体制で運営されているのでしょうか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

基本的には営業時間内のみとなり、24時間体制ではありません。職員個人へ電話連絡いただいて緊急で対応するというケースが稀にあります。

(白井会長)

料金の件で色々ご質問が有りましたが渡邊委員、他に何かありますか。

(渡邊委員)

料金体系が少し分かりづらいように感じました。利用者の方にももう少し分かりやすい案内が必要と思います。

(白井会長)

ご利用者様にもう少し分かりやすく料金をお示しいただきたいというご意見ということ

でよろしいでしょうか。

(渡邊委員)

はい。

(山崎委員)

今まで料金体系が分かりづらいということでトラブル等は無かったですか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

最初にご利用者様にはきっちりご説明してご理解をいただいておりますので、トラブルは今のところありません。

(田口委員)

今提示いただいている料金表をご利用者様に提供しているのですか。それともこの料金表は会議用のものですか。

(特定非営利活動法人 じょいんと)

この料金表は会議用に作成したものです。ご利用者様へ提供している料金表は別にあります。

(白井会長)

他にご質問等はありませんか。無ければ、以上でヒアリングを終わりにいたします。「特定非営利活動法人 じょいんと」さん、ありがとうございました。

(白井会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移りますが、ここからは非公開になりますので、傍聴人は、退室願います。

※申請事業者についての協議内容については非公開

(白井会長)

「特定非営利活動法人 じょいんと」の更新については協議が調ったこととします。以上で、今回申請のあった事業者についての協議を終わります。

協議結果について、事務局より申請事業者に対して、必要な事務手続きをお願いします。次第3「その他」について、委員の方々からご説明事項など何かございますか。

(川野委員)

それでは運輸支局の方から道路運送法施行規則改正についてのご案内をさせていただきます。

川野委員より配付された資料を基に道路運送法施行規則改正（令和4年10月1日施行）に関するご説明。

【改正の概要】

- ①自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的を受けさせなければならないこととする。
- ②自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。
 - (ア) 運行に関する計画の作成
 - (イ) 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
 - (ウ) 異常気象時等の安全確保の措置
 - (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
- ③自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

(白井会長)

その他、委員の方々からご説明事項など何かございますか。無ければ事務局よりお願いします。

(事務局)

それでは令和3年度の福祉有償運送の実施状況に報告いたします。

お手元に配布の資料「千葉市福祉有償運送実施状況について（平成24年度～令和3年度）」をご覧ください。登録法人数、走行キロ、運送回数、登録会員数の4つの分類に分けて平成24年度から令和3年度までの各年度の実績を記載したグラフに記載しております。

1の登録法人数については、平成30年度の16法人をピークに減少続けており、令和3年度においては12法人の登録となっております。なお、過去に登録を抹消となった法人に理由を確認したところ、職員の高齢化によりドライバーの確保が出来なくなったとのことでした。

続いて2の走行キロについては年度毎の走行キロを記載したグラフとなります。これは上記に示した登録法人すべての走行キロの総数を示しております。新型コロナウイルス流行前の平成30年では、約11万キロを走行していましたが、新型コロナウイルス

スの流行後の令和2年度は約9万キロまで落ち込んでおりました。

一方、令和3年度は過去最高の約11万6千キロとなっておりますが、福祉有償運送の利用目的の大部分が通院であることから、通院の頻度が新型コロナウイルス流行前の状況に戻ったためと推測されます。

なお、3の運送回数も2の走行キロと同様に過去最高の運送回数となっております。

続いて4の登録会員数についてですが、令和2年度から令和3年度にかけて約200人の会員が減少しております。これは、令和2年度末をもって173人の会員を有する法人の登録が抹消となったことが主な要因です。

以上から、主に通院のための福祉有償運送の需要が高まっている一方で、従事者の高齢化等による後継者不足などの理由により登録法人数は減少傾向にあります。

本市では、福祉有償運送を立ちあげた場合などに補助金を交付する制度を設けておりますので、制度の周知を図り、登録法人の増加に引き続き努めて参りたいと考えております。なお、今年度は、高齢者施設や障害者施設と同様、コロナ禍における物価高騰の影響に直面していることから、登録法人の事業所に対して、車両燃料費の負担増に対する支援（1台あたり6,000円）を実施する予定です。

最後に、次回の協議会についてですが、現在、千葉市で登録のある事業者のうち直近で更新が予定されている事業者は令和5年6月となるため、次回開催は令和5年3～4月頃に開催する予定です。当協議会の今後のスケジュールについての説明は以上です。

冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

（白井会長）

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか。

（渡邊委員）

登録法人数、登録会員数が減少しているにも関わらず走行キロ、運送回数が増えているのはどういった理由からでしょうか。

（事務局）

各法人の状況を確認すると障害者施設等で利用者を施設サービスの利用者限定している法人では走行キロ、運送回数はそれほど伸びていないことが確認出来ます。それは各施設で人員が不足していることが原因であると考えられます。

一方で利用者を障害者施設等のサービス利用者限定していない法人では走行キロ、運送回数が伸びており、これらの法人が走行キロ、運送回数を押し上げています。これらの法人も人員に余裕があるわけではないと思いますが、障害者施設等で輸送を行っている法

人よりは福祉有償運送に人員を割くことが出来ているからだと考えられます。利用したいという需要はあり、受入れが可能な法人では走行キロ、運送回数が伸びていると思われます。

(白井会長)

その他、委員の方々から何かございますか。無ければ、次第3「その他」については以上でございます。

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、協議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。(終 了)